

# 私たち一人ひとりの未来のために投票に行きましょう

## 4月25日(日)は参議院長野県選出議員補欠選挙の投票日です

【時間】 午前7時～午後8時 【場所】 入場券記載の投票所 【持ち物】 入場券

### 投票所・期日前投票所における主な新型コロナウイルス感染症対策

- マスク着用でお越しくください。
- 手指の消毒液を用意しています。
- 使い捨て鉛筆を用意しています。  
また、持参した筆記具を使用できます。インクのにじみなどが懸念されるため、**黒鉛筆(シャープペン)**を推奨します。なお、消しゴムは使用しないでください。
- 受付などにビニールカーテンを設置しています。
- 密閉・密集・密接(3密)を避ける取り組みをしています。

参議院長野県選出  
議員補欠選挙  
投票日  
4月25日(日)



選挙当日、仕事やレジャーなどで投票できない方は、期日前投票をご利用ください。

期間 4月9日(金)～24日(土)

時間 午前8時30分～午後8時

場所 役場2階 会議室2 東玄関からエレベーターをご利用ください。

持ち物 ○入場券 ※下側の宣誓書に必要事項を自署してご持参ください。

(新型コロナウイルス感染症への感染を懸念される場合は、事由6に該当します。)

○筆記具(持参を希望する方のみ)

問い合わせ先 御代田町選挙管理委員会 (32) 3111 (内線166・167)

Shin ri shi

心理師

コラム「ココロのカタチ」

Vol.3

「仲間と連携して支援を」

岡本直人

Oka moto Nao to



町職員として初の  
公認心理師・臨床心理士

町の心理師、岡本です。

今回は「仲間」についてのお話です。

今回は心理師の「仕事」について焦点を当てましたが、心理師が単独で動くことは少なく、実際には色々な立場・職種の方々と一緒になって支援をしています。最近では「チーム学校」という言葉も使われ始めていて、ご家庭や学校だけでなく、私を含めた町内外の支援者と連携をとることも珍しくなくなってきました。

このように仲間として、チームとして支援をしていく効果の一つに「予防」があります。予防というと、医療の言葉のように聞こえるかもしれませんが、教育、ひいては子どもの健やかな育ちやご家庭の支援にとっても大切な視点です。

ちょうど今頃は卒業・入学シーズンということもあり、ご家庭と保育士さん、保健師さん、学校の先生たちと一緒に、入学後の心配ごとや支援について話し合う機会が最近では増えてきました。障害の有無に関わらず、保育園・幼稚園から小学校、あるいは小学校から中学校など、環境が大きく変わっても決して支援が途切れないよう、仲間・チームとして予防的に関わっている一例です。

実は一昔前まで、学校に新規参入する心理師のことを「黒船」と呼んで警戒する時代があったとか、なかったとか(さしずめ、右も左もわからない私は「漂流者」といったところですが...)。そんな怪しくも未熟な私を支えてくれた「仲間」の何名かとは、異動や転勤などにより、この年度末をもってお別れしなければなりません。1年間、本当にお世話になりました。新しい環境でのご活躍を祈っています。

## 令和3年度

# 国民健康保険税率(資産割)改正のお知らせ

### 国民健康保険税のしくみ

国民健康保険税(以下、国保税)は、国民健康保険(以下、国保)に加入している方が病気やけがなどに備えて、医療などにかかる費用をお互いに負担し、支え合うための財源となります。

### ◆国保税の決め方

国保税は、医療給付費分(医療保険の費用に充てるもの)、後期高齢者支援金分(後期高齢者医療制度の支援に充てるもの)、介護納付金分(介護保険の費用に充てるもの)で構成されています。国保税の算出は、所得割、資産割、均等割、平等割の4つの方式を採用し、合計したものが年税額として課税されます。このうち、介護納付金分は40歳以上65歳未満の方にかかります。

### ◆国保税は世帯主が納めます

国保税を納める義務は世帯主にあります。そのため、世帯主が国保に加入していても、世帯の中に一人でも国

保に加入されている方がいれば、納税通知書は世帯主に送られます。

現行税率		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
		すべての被保険者		
応能割	①所得割	7.0%	2.2%	2.3%
	②資産割	15.0%	12.0%	4.5%
応益割	③均等割	27,000円	7,000円	9,500円
	④平等割	27,000円	7,000円	8,000円
賦課限度額(①～④の合計金額が限度額を超えることはありません)		630,000円	190,000円	170,000円

### 令和3年度から 国保税資産割分を 改正します

令和3年度から、国保税の資産割分について次のように改正となります。  
改正後、資産割の課税されている世帯については、国保税が引き下げとなります。

項目	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
現行	15.0%	12.0%	4.5%
改正後	13.0%	10.5%	3.5%
差(ポイント)	△2.0	△1.5	△1.0

令和3年度国保税の納税通知書は、世帯主宛てに6月中旬に郵送しますので、期限内に納付をお願いします。

### 医療費の窓口負担分以外は国保税等で賄われています

国保に加入されている方の医療機関での窓口負担は、一部の方を除いて基本的に3割負担となります。

また、入院などで医療費が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

このように自己負担分以外の医療費は国保税等で負担しています。下表に示すのは高額な医療費の一覧となります。こうした病気の多くは、生活習慣の乱れから発症している例が多い傾向です。年に一回は特定健診等を受けて、早期発見による重症化予防や、健康づくりのサポートを受けましょう。

定期的な健診を受けている人は、受けていない人よりも医療費がかからないという調査結果があります。これは、健診によって健康意識が高まることや、病気を発症の前段階で発見でき、重症化しない

疾患等	月額医療費(※)	自己負担額
心臓の疾患	6,991,720円	57,600円
骨の疾患	6,380,240円	57,600円
血管の疾患	5,270,810円	24,600円
心臓の疾患	5,242,990円	24,600円
心臓の疾患	4,955,710円	126,987円

(※)月額医療費は、町の国保で医療を受けた入院や手術費用が高額になった例です。

問い合わせ先  
資格について  
国保税について

保健福祉課国保年金係  
(31)2512  
税務課住民税係  
(32)3126

ことなどによると考えられています。